

パブリックコメントに寄せられた主な意見と回答①

- ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(案)について、令和4年7月12日から9月5日まで意見を募集。結果、45の個人及び団体より、209件の意見が寄せられた。

該当箇所

主な意見と回答

全般

原則主義による行動規範は、柔軟性やイノベーションの機会を担保しつつ、投資家の信頼性確保等に資するものであり、歓迎（→本文に記載済）

海外当局との国際的な協調を更に促進することが重要

【回答】各国における協調した対応は重要であり、関係当局と連携し積極的にIOSCO等の議論に参画行動規範の有効性等について定期的に見直すべきではないか

1. はじめに

【回答】金融庁として、本行動規範の浸透を図るとともに、継続的に状況を把握し、3年後を目途に本行動規範の改定その他の異なる対応の要否等について検討する旨を記載

原則・指針毎の遵守状況と遵守しない場合の説明（エクスプレイン）がされるべき

【回答】投資家等や企業の幅広い理解が得られるよう、原則及び指針の項目ごとの遵守状況が理解出来る分かりやすい説明工夫が必要となる旨を記載

今後のタイムラインを示してほしい。賛同表明をした時点で体制整備が行われている必要があるか

2. 本文書について

【回答】公表後半年後（23年6月）（データに係る部分については更に1年後）を目途に賛同状況を取りまとめること、実施の初年には、一定の時間を要するなどの場合には、今後の取組み予定や実施時期の目途を明確に説明することも考えられる旨を記載

データについては行動規範の対象外となるか。対象とする場合には、特段の留意が必要

【回答】データは、とりわけ種別や数が多様であり、体制整備等に相応の対応が必要と考えられる点を踏まえて、データ提供に係る部分の賛同状況の取りまとめを上記のとおり更に1年後とする旨を記載。また、情報源等が多岐に渡る場合は、重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応することが可能である旨を明記

パブリックコメントに寄せられた主な意見と回答②

該当箇所

主な意見と回答

ESG評価の質は、企業の開示の質に依存する。国際的な開示基準の整備を進め、企業開示の充実を図るべき

原則 1 (品質の確保)

【回答】有価証券報告書でサステナビリティ情報に係る記載欄を新設する等の制度改正を進めていること、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を中心に国内の意見を集約しつつ、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）等での国際的な基準策定に向けた議論に積極的に参画していることなどを記載

データ取得・更新時期の開示が煩雑

【回答】データの取得・更新時期については、通常いつ取得・更新するか等を開示すべき旨を明確化

原則 2 (人材の育成)

教育や個人の能力開発を含む人的資源は重要（→本文に記載済）

原則 3 (独立性の確保等)

評価の過程で取得した企業の内部情報を用いて他のサービス提供を行う場合、利益相反の懸念があるのではないか

【回答】非公開情報を他の業務に利用する場合の守秘義務等に止まらない利益相反管理の観点についても明確化

原則 4 (透明性の確保)

企業開示の充実を更に進める必要がある

【回答】（上記原則 1 の 1 つ目の問いへの回答を参照）

原則 5 (守秘義務)

ESG評価やデータは、可能な限り公開データに基づくべき

【回答】（上記原則 3 の回答を参照）

原則 6 (企業とのコミュニケーション)

企業による訂正の求めは事実関係に対して行われるべき

【回答】評価機関等が企業に対し事実関係などについて確認を求めることを可能とすべき旨を明確化

評価自体を企業が確認・修正出来るという印象を与えていないか

【回答】評価やデータ等の最終的な商品等は、あくまで、評価機関が自らの責任によって発行するものである旨を明確化

パブリックコメントに寄せられた主な意見と回答③

該当箇所	主な意見と回答
投資家への提言	評価機関だけでなく、アセットマネージャー等によるESG評価の実施・活用についても対応が必要 【回答】行動規範においては、「（参考）投資家向けの提言」において、投資家による情報開示の一環として、自らが行う評価（自家評価）の手法等を明らかにしていくべき旨を指摘
企業への提言	問い合わせの窓口については、メールアドレスの設置が必要 【回答】上記の旨を明確化